

一般会計等財務書類 注記

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの…取得原価

イ 取得原価が不明なもの…再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①市町価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

②市場価格のないもの

取得原価により計上しています。ただし、出資先の財政状況の悪化により価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～75 年

物品 4 年～15 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された

額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を加算して計上しています。

③賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額のうち、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められる部分については固定資産として計上しています。

なお、判断が困難なものについては、取得に要した経費が 60 万円未満であるものを、修繕費として処理しています。

II 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の範囲

一般会計

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.3%	19.8%

④繰越事業に係る将来の支出予定額

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲と金額

- ・範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・金額：なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ・固定資産形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ・余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支（プライマリーバランス）

収入総額（繰越金除く）	4,156,264,794 円
地方債発行額	△288,960,000 円
財政調整基金等取崩額	△347,099 円
支出総額	△4,161,412,391 円
地方債元利償還額	312,177,870 円
リース債務償還額	18,637,556 円
財政調整基金等積立額	36,581,420 円
基礎的財政収支	72,942,150 円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,440,602,839 円	4,161,412,391 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0 円	0 円
資金収支計算書	4,440,602,839 円	4,161,412,391 円

※財務書類の範囲は一般会計のみのため歳入歳出決算書の金額と資金収支計算書の内容は一致します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	278,854,156 円
投資活動収入の国県等補助金収入	22,321,760 円
減価償却費	△539,092,744 円
賞与等引当金繰入額	△51,539,229 円
退職手当引当金繰入額	0 円
徴収不能引当金繰入額	△7,551,285 円
未収債権、未払債務等（その他の増減額）	43,966,420 円
純資産変動計算書の本年度差額	△253,040,922 円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

- ・一時借入金の限度額：50,000,000 円
- ・一時借入金に係る利子額：なし